

(参考)マイナ保険証の利用促進のための取組



1. マイナ保険証利用促進のための患者向けリーフレット

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物をダウンロードいただけます。ぜひ施設内での周知にご活用ください。

こちらからご確認いただけます！



厚生労働省
オンライン資格確認の導入について (医療機関・薬局、システムベンダ向け)
オンライン資格確認
導入事例紹介特設サイト
システムの導入から運用までの事例を紹介します
導入事例を見る
医療機関・薬局で使用できる
ポスター・チラシはこちら
リンクはこちら

例) 周知ポスター

ぜひ、一度使ってみませんか？
マイナンバーカードの保険証利用

マイナンバーカードの保険証利用には
さまざまなメリットがあります！



Point!
薬剤情報等のデータに同意をすることで、
データに基づく適切な医療が受けられる！
※なお、医療費負担で変動した場合は、
初診時等の窓口負担が低くなる！

Point!
医療費控除認定書がなくても、
手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払いが免除！

受診の際は
マイナンバーカードを



マイナンバーカードの保険証利用で
いつでもどこでもより良い医療を継続的に

Point!
服薬情報等のデータに基づいた
安心・安全で質の高い歯科医療が受けられます！

マイナ保険証
まず、1度使ってみませんか？

マイナンバーカードを
健康保険証として使ってもらえると
さまざまなメリットがあります！



Point!
薬剤情報や特定健診情報等のデータに同意をすることで、
データを活用したより良い医療が受けられる！
※なお、医療費負担で変動した場合は、
初診時等の窓口負担が低くなる！

Point!
医療費控除認定書がなくても、
手続きなしで高額療養費の限度額を超える
支払いが免除！

(令和6年1月時点)
マイナ保険証をご利用ください
-本年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります-
マイナ保険証を使うメリット

1 医療費を20円節約できる
紙の保険証よりも、残りの保険料で使われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。
マイナ保険証の自己負担も低くなるんだ

2 より良い医療を受けることができる
過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を把握して治療に役立てることができる。
よくなっていない内服薬もわかるんだ

3 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除
高額療養費認定書がなくても、高額療養費限度に達した際の限度額を超える支払いが免除されます。
一度に高額な負担をしないっていいんだ

・本年12月2日以後、マイナ保険証を保有していない方は、申請いただくことなく、「資格認定書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます(マイナ保険証を保有等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格認定書」が交付されます)。
・本年12月1日の時点でお手持ちにある有効な保険証は、12月2日以後、継続3年間(最長12月1日まで)、使用可能です。

マイナンバーカードをお持ちの方は、
こちらで健康保険証利用の申込みが可能です
コンテンツ



デジタル庁 総務省 厚生労働省
0120-95-0178
受付時間: 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

- その他...
- 顔認証付きカードリーダーの使い方
 - 初回利用者向け保険証利用申込案内
 - マイナ保険証利用の患者向け説明資料
 - 特定健診情報・薬剤情報・診療情報のご案内
 - 限度額適用認定証のご案内 など

2. マイナ保険証利用促進のための患者向けリーフレット

厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物をダウンロードいただけます。ぜひ施設内での周知にご活用ください。

こちらからご確認いただけます！



患者対応用周知広報物を拡充しました！

電子処方箋対応医療機関/薬局向け資料も併せて掲載しています！

マイナ保険証促進
トークスクリプト

マイナ保険証促進トークスクリプト

マイナ保険カードをお持ちでしょうか？

マイナ保険カードをお持ちの方は、2024年12月31日までは、健康保険証の提示が不要です。マイナ保険カードをお持ちの方は、マイナ保険カードを提示してください。

マイナ保険カードをお持ちでない方は、2024年12月31日までは、健康保険証の提示が不要です。マイナ保険カードをお持ちでない方は、マイナ保険カードを提示してください。

よくある質問
(マイナ保険証について)

よくある質問～マイナ保険証について～

マイナ保険カードを提示することで、患者側のメリットはあるの？

マイナ保険証にすると窓口で支払金額は変わるの？

健康保険証は持たなくてもいいの？

健康保険証は使えなくなるの？

他の医療機関・薬局にもマイナ保険カードだけ持って行けばいいの？

マイナ保険証を利用すると自分の過去の医療情報を確認できると聞いたけど、どうすればいいの？お手続きは不要なの？

顔認証付きカードリーダー
の使い方

顔認証付きカードリーダー
の使い方

マイナ保険証で受付をする際は顔認証付きカードリーダーを使用してください。

顔認証付きカードリーダーの使い方

- マイナ保険カードを顔認証付きカードリーダーに挿入してください。
- 顔認証方法を選択し、本人確認をします。
- 案内に沿って、情報提供の同意可否を選択します。
- マイナ受付完了です。マイナ保険カードを顔認証付きカードリーダーから取り出してください。

厚生労働省
オンライン資格確認の導入について (医療機関・薬局、システムベンダ向け)

オンライン資格確認導入の手続きは医療機関・薬局向けポータルサイトではまず、アカウント登録から


医療機関・薬局で使用できるポスター・チラシはこちら [リンクはこちら](#)

- その他...
- 初回利用者向け保険証利用申込案内
 - マイナ保険証利用の患者向け説明資料
 - 特定健診情報・薬剤情報・診療情報のご案内
 - 限度額適用認定証のご案内 など

3. マイナ保険証利用促進のための患者向けリーフレット


厚生労働省ホームページより、マイナ保険証利用促進のための患者向け周知広報物をダウンロードいただけます。ぜひ施設内での周知にご活用ください。

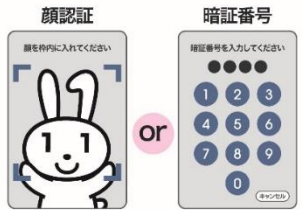
【掲示用ポスター】 ※このポスターを掲示することにより、医療DX推進体制整備加算の掲示に関する施設基準を満たすこととなります。



とっても簡単! マイナンバーカード


- 1 受付**
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。


- 2 本人確認**
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。


- 3 同意の確認**
診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

<p>過去の情報を 利用いたします</p> <p>過去の診療・服薬・健診情報を利用することにより、過去の診療・服薬・健診情報と最新の診療・服薬・健診情報を統合して利用いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 同意しない <input type="checkbox"/> 同意する</p>	<p>(40歳以上対象) 過去の情報を 利用いたします</p> <p>過去の診療・服薬・健診情報を利用することにより、過去の診療・服薬・健診情報と最新の診療・服薬・健診情報を統合して利用いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 同意しない・40歳未満 <input type="checkbox"/> 同意する</p>
---	---

※高齢医療費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。
- 4 受付完了**
お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

【配布用チラシ】



⚠️ ご注意ください!

本年**12月2日**から
**現行の健康保険証は
 発行されなくなります**

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です



**マイナンバーカード
 をご利用ください**

今回お持ちでない方は次回ご持参ください



マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方
 ➡️ 利用登録は窓口（カードリーダー）でできます

4. マイナ保険証利用促進のための患者向けリーフレット

施設内での周知にあたっては、マイナンバーカードをお持ちの方であれば医療機関等で健康保険証の申し込みが可能であることについて、ぜひリーフレットの掲示をお願いいたします。

(厚労省HPでは、各メーカーのカードリーダーの実際の画面ごとのリーフレット(5種類)も用意しております。)

マイナンバーカードをお持ちの方は、
こちらで健康保険証利用の申し込みが可能です

カンタンに

本当に簡単！
マイナンバーカード
持っていて良かった！



デジタル庁

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナンバー総合
フリーダイヤル
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分
土日祝:9時30分~17時30分

5. 各医療機関等のHPの記載イメージ

<Before>

ご来院時にご持参いただくもの

- 健康保険証
- 受給者証（お持ちの方のみ）
- 紹介状
- お薬手帳



<After>

ご来院時にご持参いただくもの

- マイナンバーカード（又は健康保険証）
- 受給者証（お持ちの方のみ）
- 紹介状
- お薬手帳



*** 高額療養費制度の利用について、マイナンバーカードで受診される患者さんについては、「限度額認定証」は不要です。**

* マイナンバーカードを利用されない方は、健康保険証をご持参ください。
なお、マイナンバーカードを持っているものの健康保険証としての利用登録を行っていない場合は、当院で設置しているカードリーダーから手続することが可能です。（ご自身の「マイナポータル」からも手続可能です。）

▶ マイナ保険証についてお知りになりたい方は、厚生労働省HP([マイナンバーカードの保険証利用について\(被保険者証利用について\)](https://www.mhlw.go.jp) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp))をご覧ください。

【入院手続き】

■入院の手続きに必要なもの（入退院受付で提出できるようにご準備ください）

- 入院申込書・身元引受書兼診療費等支払保証書
- 診察券
- 保険証（入院中に変更等があった場合には入退院受付にお申し出ください）
- 限度額適用認定証等の医療券（お持ちの方）

- マイナンバーカード（又は保険証）
- 限度額認定証等の医療券（マイナンバーカードで受診される方は不要）（お持ちの方）

(参考) 顔認証等のシステムトラブル時の対応方法等について

- マイナ保険証の顔認証付きカードリーダーについて、現在、いずれのメーカーにおいても、キャンセル率(※)は**0.32%以下**となっています。(詳細は下の表をご覧ください。)

(※) 複数回トライしたものの資格確認が完了しなかった割合

- 過去のオンラインセミナーでは、メーカーごとのシステムトラブル時の対応方法を説明していますので、ぜひご参照ください。

【動画(令和5年10月オンラインセミナー)】

[\(全保険医療機関・薬局向け\)マイナンバーカードの保険証利用を推進するためのオンラインセミナー - YouTube](#)

【資料】

[PowerPoint プレゼンテーション \(mhlw.go.jp\)](#)

(参考) 顔認証付きカードリーダーのキャンセル率(複数回トライしたものの資格確認が完了しなかった割合)

	キャンセル率
パナソニックコネクト	0.14%
富士通Japan	0.22%
キヤノンマーケティングジャパン	0.24%
アルメックス	0.09%
アトラス情報サービス	0.32%

(参考) 令和6年度診療報酬改定におけるマイナ保険証利用等に関する診療報酬上の評価 (イメージ)

・マイナンバーカードを**常時携帯する者が約4割**となっている現状を踏まえると、**医療現場における利用勧奨が重要。**

《現行》

《見直しイメージ》

R6.6

R6.12

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

マイナンバーカードや問診票を利用し、
「診療情報取得・活用体制の充実」を評価

<初診>

- ・マイナ保険証 利用なし 4点
- ・マイナ保険証 利用あり 2点

【医療情報取得加算】

配点を見直し、継続

<初診>

- ・マイナ保険証利用なし 3点
- ・マイナ保険証利用あり 1点

<再診>

- 2点
- 1点

※答申書付帯意見

令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了することを踏まえ、令和6年度早期より、医療情報取得加算による適切な情報に基づく診療の在り方について見直しの検討を行うとともに、医療DX推進体制整備加算について、今後のマイナンバーカードの利用実態及びその活用状況を把握し、適切な要件設定に向けた検討を行うこと。

利用率増加に応じた支援金

【医療DX推進体制整備加算】

マイナ保険証、電子処方箋などの「医療DX推進体制」を評価

<初診> 8点（歯科6点、調剤4点）

施設要件（例）

- ①マイナ保険証での取得情報を診療室で利用できる体制【R6.6～】
- ②マイナ保険証の利用勧奨の掲示【R6.6～】 Ex. 窓口での共通ポスターの掲示
- ③**マイナ保険証利用実績が一定程度（●%）以上**であること【R6.10～】
- ④電子処方箋を発行できる体制（薬局は受け付ける体制）【R7.4～】
- ⑤電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制【R7.10～】

